

## 子ども虐待による死亡事例等の国による検証について（第17次報告）

### 1 国による検証の位置づけ

○児童虐待の防止等に関する法律

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条（抜粋）

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

### 2 国による検証内容（第17次報告）

- ・実施主体 ⇒ 「社会保障審議会児童部会」に設置されている  
「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」
- ・検証対象 ⇒ 各年度における死亡事例や重症事例
- ・対象期間 ⇒ 平成31年4月1日から令和2年3月31日

**本市における令和元年6月死亡事例が対象となる**

#### ※参考（第16次報告について）

平成30年4月1日～平成31年3月31日までの間に、子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した64例（73人）、また、平成30年4月1日から6月30日の3か月間に児童相談所が受理した重症事例（死亡に至らなかった事例）として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した7例（7人）について分析等を実施し、第16次報告として公表されている。

### 3 今後のスケジュール（例年どおりに実施されると想定）

時 期	調査方法	件数	調査内容
R2年 11～12月	調査票による	60例程度	<p>【調査内容①】対象事例の調査（概要、子どもの状況、虐待を行ったものの状況、養育環境、関係機関の対応、検証組織の設置状況等）</p> <p>【調査内容②】地方公共団体の検証等の調査（検証組織の設置状況、検証の実施状況、国の検証報告の活用状況、提言を受けての対応状況等）</p>
R3年 1～3月	ヒアリング （現地調査）	特徴的な事例5例程度（札幌市が対象かは未定）	<p>【調査内容③】対象事例の調査（詳細な事実確認、改善策の検討、自治体や関係機関へのヒアリング）</p> <p>【調査内容④】地方公共団体の検証等の調査（検証方法、検証を実施する上での課題、検証報告の提言の実施状況等、自治体や関係機関へのヒアリング）</p>
R3年 8月頃	国による検証結果の公表		